

設 計 書

事業名称 松戸市役所常盤平支所ほか 1 施設改修機械設備工事

事業場所 松戸市常盤平三丁目 3 0 番地

期 間 令和 7 年 月 日から
令和 8 年 2 月 2 7 日まで

設計年月日 令和 7 年 4 月 日

(事業価格)

前払金及工事出来高の内払回数については松戸市財務規則による。

参 考

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常盤平支所					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空調設備	機器設備	1	式		
空調設備	配管設備	1	式		
計					
換気設備	換気設備	1	式		
換気設備	ダクト設備	1	式		
換気設備	総合調整	1	式		
計					
衛生器具設備	衛生器具設備	1	式		
計					
給水設備	給水設備	1	式		
給水設備	総合調整費	1	式		
計					
排水設備	排水設備	1	式		
計					
給湯設備	給湯設備	1	式		
計					
ガス設備	ガス設備	1	式		
計					
撤去工事	撤去工事	1	式		
計					

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常盤平支所		給水設備		給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
トイレ						
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 50A	14	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 40A	8	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 32A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 25A	15	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 機械室・便所 20A	13	m			
保温		1	式			別紙 00-0006
文字標識等		1	式			別紙 00-0007 非公開
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0008 非公開
はつり補修		1	式			別紙 00-0009 非公開
形鋼振れ止め支持		1	式			別紙 00-0010 非公開
配管分岐・閉塞		1	式			別紙 00-0011 非公開
湯沸室						
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)改修	ねじ接合 屋内一般 20A	7	m			
水道用フレキシブル管		1	m			
止水栓	S3 13A	1	個			
保温工事		1	式			別紙 00-0012
文字標識等		1	式			別紙 00-0013 非公開
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0014 非公開
配管分岐・閉塞		1	式			別紙 00-0015 非公開

常盤平支所		排水設備		排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
トイレ						
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 100A	19	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 75A	11	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 65A	6	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A	13	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 40A	8	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)改修	機械室・便所 100A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)改修	機械室・便所 75A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)改修	機械室・便所 50A	2	m			
通気・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 屋内一般 65A	3	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)改修	機械室・便所 65A	5	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 65A	4	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A	10	m			
床上掃除口(非防水形)	COA 100A	3	個			
床上掃除口(非防水形)	COA 80A	2	個			
床上掃除口(非防水形)	COA 65A	1	個			
床上掃除口(非防水形)	COA 50A	1	個			
ドルゴ通気弁	50A	2	個			
塗装		1	式			別紙 00-0017
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0018 非公開

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常盤平支所		給水設備		給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
保温		1	式			別紙 00-0006
給水管 保温	ポリスレン 屋内露出 合成樹脂製が-1 50A	4	m			
給水管 保温	ポリスレン 屋内露出 合成樹脂製が-1 20A	3	m			
給水管 保温	ポリスレン 天井内,ハ°イ°シャフト内 アルミが-ラスクロス 50A	5	m			
給水管 保温	ポリスレン 天井内,ハ°イ°シャフト内 アルミが-ラスクロス 40A	8	m			
給水管 保温	ポリスレン 天井内,ハ°イ°シャフト内 アルミが-ラスクロス 32A	2	m			
給水管 保温	ポリスレン 天井内,ハ°イ°シャフト内 アルミが-ラスクロス 25A	7	m			
給水管 保温	ポリスレン 天井内,ハ°イ°シャフト内 アルミが-ラスクロス 20A	4	m			
給水管 保温	ポリスレン 暗渠内 着色アルミが-ラスクロス 50A	5	m			
給水管 保温	ポリスレン 暗渠内 着色アルミが-ラスクロス 32A	1	m			
給水管 保温	ポリスレン 暗渠内 着色アルミが-ラスクロス 25A	8	m			
給水管 保温	ポリスレン 暗渠内 着色アルミが-ラスクロス 20A	6	m			
計						
文字標識等		1	式			別紙 00-0007

常盤平支所		給水設備		給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
あと施工アンカー		1	式			別紙 00-0008
はつり補修		1	式			別紙 00-0009
形鋼振れ止め支持		1	式			別紙 00-0010
配管分岐・閉塞		1	式			別紙 00-0011

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常盤平支所		撤去工事		撤去工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配管類撤去		1	式			別紙 00-0025
空調設備						
冷媒・断熱材 被覆銅管 撤去	9.52mm (液管) 15.88mm (ガス管)	5	m			
排水管 撤去	屋内一般 VP 25A	5	m			
トイレ						
給水管						
給水管 撤去	便所 SGP-VB 50A	8	m			
給水管 撤去	便所 SGP-VB 40A	2	m			
給水管 撤去	便所 SGP-VB 32A	14	m			
給水管 撤去	便所 SGP-VB 25A	14	m			
給水管 撤去	便所 SGP-VB 20A	13	m			
給水管 保温撤去	グラスコール 屋内露出 合成樹脂製が-1及び2 50A 再使用しない	4	m			
給水管 保温撤去	ポリエチレン 暗渠内 着色アルミがラスクロス 50A 再使用しない	4	m			
給水管 保温撤去	ポリエチレン 暗渠内 着色アルミがラスクロス 40A 再使用しない	2	m			
給水管 保温撤去	ポリエチレン 暗渠内 着色アルミがラスクロス 32A 再使用しない	14	m			
給水管 保温撤去	ポリエチレン 暗渠内 着色アルミがラスクロス 25A 再使用しない	14	m			
給水管 保温撤去	ポリエチレン 暗渠内 着色アルミがラスクロス 20A 再使用しない	13	m			
排水管						
排水鋳鉄管 撤去	便所 CIP 100A	12	m			
配管用炭素鋼鋼管 撤去	便所 SGP-白 80A	8	m			

常盤平支所		撤去工事		撤去工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配管類撤去		1	式			別紙 00-0025
配管用炭素鋼鋼管 撤去	便所 SGP-白 65A	1	m			
配管用炭素鋼鋼管 撤去	便所 SGP-白 50A	7	m			
排水鉛管 撤去	便所 LP 75A	8	m			
排水鉛管 撤去	便所 LP 65A	2	m			
排水鉛管 撤去	便所 LP 50A	7	m			
排水鉛管 撤去	便所 LP 40A	10	m			
配管用炭素鋼鋼管 (通気)	便所 SGP-白 65A	19	m			
配管用炭素鋼鋼管 (通気)	便所 SGP-白 50A	10	m			
床上掃除口 撤去	COB 100A	2	個			
床上掃除口 撤去	COB 80A	2	個			
床上掃除口 撤去	COB 65A	1	個			
床上掃除口 撤去	COB 50A	1	個			
床排水金物 撤去	T-5B 50	3	個			
排水管 保温撤去	ロックワール 暗渠内 着色アルミガラスクロス 100A 再使用しない	19	m			
排水管 保温撤去	ロックワール 暗渠内 着色アルミガラスクロス 80A 再使用しない	17	m			
排水管 保温撤去	ロックワール 暗渠内 着色アルミガラスクロス 65A 再使用しない	4	m			
排水管 保温撤去	ロックワール 暗渠内 着色アルミガラスクロス 50A 再使用しない	16	m			
排水管 保温撤去	ロックワール 暗渠内 着色アルミガラスクロス 40A 再使用しない	10	m			
湯沸室						

[illegible]

常盤平支所		発生材処理		発生材処理		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材積込		1	式			別紙 00-0026
発生材積込み	コンクリート類 人力	1.1	m3			
発生材積込み	ボート・木材類 人力	2.6	m3			
計						
発生材運搬		1	式			別紙 00-0027
2t・3tダンプトラック	～25km程度	4	台・回			
2t・3tダンプトラック	～75km程度	1	台・回			
計						
発生材処分		1	式			別紙 00-0028
コンクリート塊	無筋 30cm以下	0.2	t			
ガラスくず、Coくず、陶磁器くず		2.6	m3			
廃プラスチック		1.5	m3			
金属くず		2.1	m3			
石綿含有産業廃棄物(安定型)		1	m3			
計						

現場説明書

1. 工事名称 松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事

2. 工事場所 松戸市常盤平三丁目30番地

3. 説明事項

- ・ 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）である。
- ・ 受注者は、現場閉所（休息）による週休2日工事として取り組むこと。
 なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- ・ 週休2日制の実施にあたっては、「松戸市営繕工事週休2日工事
 試行実施要領」に基づき行うこと。
- ・ 別途、建築工事、電気設備工事が発注される。

松戸市役所常盤平支所ほか 1 施設改修機械設備工事

図面リスト

番 号	図 面 名 称	縮 尺	
M-00	図面リスト	—	
M-01	機械設備工事特記仕様書(1)	—	
M-02	機械設備工事特記仕様書(2)	—	
M-03	案内図 配置図	1:2500 1/500	
M-04	既存 1階 平面図 凡例	1:200	
M-05	改修前・改修後 便所換気設備平面詳細図・機器表	1:50	
M-06	改修前・改修後 便所衛生設備平面詳細図・器具表	1:50	
M-07	改修前・改修後 湯沸室詳細図・展開図	1:50	

工事名	松戸市役所常盤平支所ほか 1 施設改修機械設備工事		
図面名	図面リスト		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	－
縮 尺	－	図面番号	M-00
設 計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		

松戸市機械設備工事特記仕様書

第6版(2023.4.)

1. 工事概要

1. 工事場所 松戸市常盤三丁目30番地
2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (m2)	消防法施行令別表第一	備 考
常盤平支所	SRC造	1	1,994.38	16項 (口)	

(備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す)

3. 工事種目 (●印の付いたものを適用する。)

建物別及び屋外		工 事 種 別					
工 事 種 目		種	棟	棟	棟	棟	屋 外
● 空気調和設備	●	一式					● 一式
● 換気設備	●	一式					○ 一式
○ 排煙設備	○	一式					○ 一式
○ 自動制御設備	○	一式					○ 一式
● 衛生器具設備	●	一式					○ 一式
● 給水設備	●	一式					○ 一式
● 排水設備	●	一式					○ 一式
● 給湯設備	●	一式					○ 一式
○ 消火設備	○	一式					○ 一式
○ 厨房設備	○	一式					○ 一式
● ガス設備	●	一式					○ 一式
○ 排水処理設備	○	一式					○ 一式
○ 雨水利用設備	○	一式					○ 一式
○ 撤去工事	●	一式					○ 一式
○ 昇降機設備④	○	一式					○ 一式
○ 建築工事⑤	○	一式					○ 一式
○ 電気設備工事⑥	○	一式					○ 一式

4. 指定部分 ☐無 ☐有 (

：指定部分工期 令和 年 月 日)

5. 設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種類	設 備 概 要
○ 空調方式	○個別空調方式
○ 主要熱源機器 燃料②	○パッケージ形空気調和機 ○電気 ○都市ガス ○液化石油ガス
○ 自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式
● 給水方式 水源③ 受水槽④	●高置タンク方式 ○ポンプ直送方式 ○水道直結方式 ○噴水 ●市水 ●有 ○無
● 排水方式	建物内の汚水と雑排水（●合流式 ○分流水式） ボンプ排水 ○有（○汚物 ●雑排水 ●湯水 ○雨水） ●兼 建物外放流先 (1) 汚水 ●直放流下水管 ○ (2) 雑排水 ●直放流下水管 ○
● 給湯方式⑤ 燃料②	○中央式 ○直接給湯 ○間接給湯 ●局所式（●貯湯式沸湯器 ○瞬間沸湯器） ●都市ガス ○液化石油ガス ○電気
○ 消火設備の 種類	○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結放水設備 ○連結送水管 ○不活性ガス消火設備（○）

2. 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び本特記仕様書に記載されている事項は、国土交通大臣官庁官庁標準制度の下記仕様書等を適用する。
 ① 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）
 ② 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
 ③ 公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「標準図」という。）
- (2) 電気設備工事及び標準工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事とはそれぞれの特記仕様書を適用する。

②2. 現場の納り等の関係による協議

現場の納り、取り合い等の関係で設計図書（配管、配線、器具の位置、方法）による施工が困難、不都合な場合、または図面及び仕様書に明記なくとも技術上、安全上当然施工しなければならない工事は、施工図により監督職員との協議の上請負金額の範囲内において変更を行うものとする。

3. 特記仕様

章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
-----	---------

● 特定調達品目	① 松戸市で定める「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」に基づき環境に配慮した物品を最優先して使用する。 (2) 国等による環境物品等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目の判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月)」による。 (3) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材の種類及び容積は、可能な限り限量を定めて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮すること。」)に留意すること。
● 機材等	(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員への承認を受ける。 (2) 別表「1」に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、①証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定め許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
○ 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はパンプ型採集機器により行う。 測定時期 ○工事着手前 ○施工終了時 測定対象室 ○図示 ○ 測定回数 ○図示 ○
○ 電気保安技術者	工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作保安規程第三条に定める工事管理者()の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行う。
○ 技能士の適用	○配管施工(配管工事) ○建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○絶縁線施工(保温工事) ○冷凍空調調機施工(冷凍空調機器の設置)
○ 監督職員事務所④	○設置する(○費用は請負業者の負担とする。 ○発注者の負担)
● 工事用電力・水その他	●本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用すべて受注者の負担とする。 工事用水 機内の施設 ○利用できない ●利用できる(●有償(○無償)) 工事電力 機内の施設 ○利用できない ●利用できる(●有償(○無償))

項目

特記事項

○ 足場その他

○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。
（建設工事 ○ 電気設備工事 で設置する。）

○ 本工事で設置とする。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

● 建設副産物④

本工事により発生する建設廃棄物の計量は以下のとおり

1) アスコン塊 (t) 8) 混合廃棄物 (m3)

2) コンクリート塊 (t) 9) 飛散性アスベスト (m3)

3) 建設発生木材 (t) 10) 非飛散性アスベスト (m3)

4) 建設汚泥 (t)

5) ガラスくず及び陶器くず (m3)

6) 金属くず (m3)

7) 廃プラスチック (m3)

○ 建設発生土の処理④

○ 有 ○ 構内敷きならし（監督職員が指示する構内の場所）

○ 建設発生土搬出処理 ()

搬出先名称 ()

搬出先住所 ()

片道運搬距離 (km)

工事発注後、上記の指定処理より難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
片道運搬距離は積算上処理区分ごとに代表地点から算出した距離であり、実際の運搬距離と差異が生じた場合においては設計変更の対象となしい。
搬出の際には、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果の結果証明書を提出しなければならない。なお、計量する対象は、付表に定める溶出試験26項目に「クロエチレン」と「1、4－ジオキサン」を含めた28項目、含有量試験2項目とする。

● 石綿含事前調査④

○ 石綿含有品

●元請業者にて行う。

石綿含有分析調査

撤去方法 ○本工事 ○別途 ○図示による

● 発生材の処理

● 金属類 （●機器類 ○ダクト ●配管 ○その他金属類）の処理は
（● 構外搬出適切な処理 () とする。）

○ 特別管理産業廃棄物 (○) の処理は
（○ 構外搬出適切な処理 ○ 別途 ）とする。

○ 石綿含有産業廃棄物（○配管用成形保温材 ○フレンジ用ガスケット）の処理は
（○ 構外搬出適切な処理 ○ 別途 ）とする。

● 上記以外のもの（○) の処理は
（● 構外搬出適切な処理 ○ 別途 ）とする。

○ 建設リサイクル法における再資源化等を行う特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。

○ 本工事 ○ 別途

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2．4．3により、次の書類を監督職員に提出する。

○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

○ 冷媒（フロン類）の回収

○ 埋め戻し土・盛土

○ 切り出し土中の良質土 ○ 山砂の種類

○ 工事写真

国土交通省大臣官庁官庁官庁部制定の「営繕工事写真撮影要領（平成31年版）」による。

土質調査 ○不要 ()

○ 運転操作説明板

系統図、機器等の取り扱い及び重要な定期点検項目を記載した亚克力樹脂製の板を機械室に設ける。

● 総合調整④

● 本工事 ○ 別途

調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）

○風量調整 ●風量測定 ●水量調整 ○水量測定 ○飲料水の水质の測定 ○騒音の測定

○気密試験 ○初期運転状態の記録 ○エアコン調整

○室内気流及びじんあいの測定 ○室内空気気の温湿度の測定

● 容量等の表示

1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

○ 耐震措置

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。

(1) 機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の許容にあつては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	○特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

・重要機器は次のものを示す。

○給水機器 ()

○排水機器 ()

○換気機器 ○空調機器 ○熱源機器 ○防災設備

○監視制御設備 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1／2とする。

㊸ 100kg以下の軽量な機器においても耐震を考慮し、同等な施工または機器メーカーの指示する方法を確実に行うこと。ただし、機器は建物構造体より取り、天井材（軽量鉄骨等）には取付けないこと。
落下や転倒が生じた場合に災害が起こる場所に設置する場合は落下、転倒防止措置を行うこと。

● 配 管

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。④呼び径80S以下

SAS322規格の継手

○（プレス式）○拡管式 ○ナット式 ○軌道ねじ式 ○差込式 ○カプリング式)

○ハウジング形管継手 ○管端つば出しステンレス鋼管継手

呼び径75S以上

○接続接合 ○ハウジング形管継手

(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。

○（a フレキシブルジョイント）○（b ボールジョイント）

○（c スリークッション）

㊸ 土間スラブ等の下で土中埋設配管となる場合は、その土間スラブからステンレス製等の防食を考慮した吊り金物にて支持をとること。

㊸ (4) 床下、ビツト内、及び屋外露出配管の吊り及び支持金物（バンド・吊金物類）及びアンカー類はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ製とする。

屋内露出の支持金物類はステンレス製又は溶融亜鉛メッキ製、防錆処理が施されたものとする。

項目

特記事項

○ 絶縁継手

「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。

○ 地中埋設標等

(1) 地中埋設標 ○要 (図示による。) ○不要
(2) 埋設表示用テープ ○要 (排水管を除く) ○不要

● 保温

● 別表 2 保温工事仕様による。
○ 屋外露出部 (○下記の機器類 ○給水管 ○消火管 ○膨張管 ○ドレン管 (配管類には弁類を含む)) は ○ 防凍保温 ○凍結防止ヒーター) を行う。
(対象機器:)
防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。
凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。
○ 共同溝、トレンチの保温は (標準仕様書第2編の施工箇所) を適用する。
○ 多道箇所は下記の標準とする。(天井内共同多道箇所とする。)
○ 浴室 (ユニットは除く) ○脱衣室 ○
○ 屋内露出 (○脱衣室) の保温外装は (○78kg/m²以上) とする。
○ 合成樹脂製カバーは (○1 シートタイプ ○2 ジャケットタイプ) とする。
(1) 露出機材の塗装仕上げは下記による。
○ 屋外 ○ドレン管 ○指定色塗装 ○
○ 金属電線管 ○溶融亜鉛メッキ仕上げ [付着量300g/m²以上] ○指定色塗装
○ 屋内 ○溶融亜鉛メッキ ○指定色塗装 ○
(2) 塗装色
必要な場合には色見本を作成し、監督員の承認を得ること。また、特別な指示のない限り、松戸市標準色 (マンセル 7.5 Y 9.1 とする。)
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。

● はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。

● 吊り及び支持金物

(○受水槽 ●ピット ○) の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製 (SUS304) とする。

● 既存躯体への穿孔

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。

● 養生・清掃

工事場所はビニルシート等により養生を行い、工事後は清掃を行うこと。

● 環境対策

建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。

● 工事現場管理

建設者は、工事施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
不法・違反無線局 (不法/非パーソナル無線) を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

○ 過積載による違法運行の防止

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
(1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
(3) 過積載車輦、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプリンガー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、当該事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(6) 以上のことにつき、当該事業者にも十分指導すること。

● 保険

本工事については、工事的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。
(1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人
(2) 保険金額 請負代金全額
(3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間
なお、保険契約を締結したときは、その証書ははに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創施工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに書面により提出することができる。

● 創施工夫等の実施

● 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。

● 施工図等の取扱

なお、当該手続きに必要な費用は、特記なき場合は受注者の負担とする。

● ワンデースポンス

本工事は、ワンデースポンス対策工事である。

○ 設計用温度

○ 下表による。 ○ () の温度条件による。

	外 気		屋 内					
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏 期	34.7℃	%	28.0℃	50%	℃	%	℃	%
冬 期	1.8℃	%	22.0℃	40%	℃	%	℃	%

○ ダクト

○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分))
○アングルフランジ工法 (○スライダダクト) とする。
○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

○ 風量測定口

取り付け箇所は
○ 図示した位置 ○ 外観機SA、OAダクト
○ 外気取り入れダクト ○ 送風機出口チャンバーの分岐ダクト
(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機に取り付けるブライトチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音管内貼りしたチャンパーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。
(3) ガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

○ チャンパー

(1) 防凍ダンパー 復凍方式 (○遠隔 ○) 定格入力値はDC24V、0.7A以下とする。
(2) ピストンダンパー 復凍方式 (○遠隔 ○)

○ ダンパー

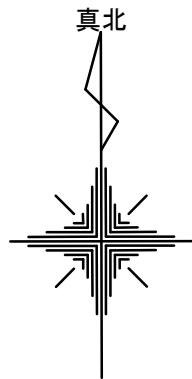
(1) 排水管 ○
(2) 冷却水管 ○
(3) 油 管 ○
(4) 蒸 気 管 給気管 還 管 ○
(5) 高温水管 ○
(6) 膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への補給水管 ○
(7) ドレン管 ●室内: 保温材内封VP、室外: カラーVP
(8) 冷媒管 ●断熱材被覆銅管

● 配管材料

備

章	項 目	特 記 事 項																																																								
●	● 弁 類	JIS 又は JW (●5K ○10K (図示部分)) 65以上の冷水水・冷水用水弁装置の仕弁弁はバタフライ弁とする。 ○鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ○ステンレス鋼管に使用する弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷水水管の接続部(往・還)には、ボール弁を取付ける。 ○ファンコイルユニットには、○流量調整弁 を設置する。 図示の位置に取付ける。 ○ 配管ダクトの保温 範囲は(○図示による ○) ○ 外気ダクトの保温 範囲は(○図示による ○) ○膨張タンクよりボイラ等への供給水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4 の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4 温水管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.5 の排水管の項による。 ○冷媒管の保温外装は別表－2による。 ○ 冷媒配管◎ 冷媒用被覆管が外装を貫通する場合は、塩ビ管をさや管として傾斜をつけて挿入し雨水の浸入を防止すること。また、外壁貫通部の内側及び外側の直近に支持金具を付け、冷媒管を堅固に固定すること ○ 保温付フレキシブルダクト◎ 国土交通省認定による不燃材料とし、構造は不織布、補強材、グラスウール、フィルムにより構成されていて、端末は加工されているものとする。																																																								
	● ダ ク ト	● 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長さの長さが 1500 mm以下の部分) ○アングルフランジ工法 ●スパイラルダクト) とする。 ○高圧ダクトの適用範囲は図示による。 ○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○建築基準法による厨房の火気使用室の換気ダクトの板厚は下表による。◎ (松戸市火災予防条例 第3条の4 第1項 第1号) (松戸市火災予防条例施行規則 第3条) (単位) mm<table><tr><th colspan="3">○スパイラルダクト</th></tr><tr><th>ダクトの内径A</th><th>○亜鉛鉄板</th><th>○ステンレス鋼板</th></tr><tr><td>A ≤ 750</td><td>0.6以上</td><td>0.5以上</td></tr><tr><td>750 < A ≤ 1000</td><td>0.8以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>1000 < A ≤ 1250</td><td>1.0以上</td><td></td></tr><tr><td>1250 < A</td><td>1.2以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><th colspan="3">○矩形ダクト (厨房設備の入力が21kwh以下のもの)</th></tr><tr><th>ダクトの長さA</th><th>○亜鉛鉄板</th><th>○ステンレス鋼板</th></tr><tr><td>A ≤ 300</td><td>0.6以上</td><td></td></tr><tr><td>300 < A ≤ 450</td><td>0.6以上</td><td>0.5以上</td></tr><tr><td>450 < A ≤ 1200</td><td>0.8以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>1200 < A ≤ 1800</td><td>1.0以上</td><td></td></tr><tr><td>1800 < A</td><td>1.2以上</td><td>0.8以上</td></tr><tr><th colspan="3">○矩形ダクト (厨房設備の入力が21kwhを超えるもの)</th></tr><tr><th>ダクトの長さA</th><th>○亜鉛鉄板</th><th>○ステンレス鋼板</th></tr><tr><td>A ≤ 450</td><td>0.6以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>450 < A ≤ 1200</td><td>0.8以上</td><td>0.6以上</td></tr><tr><td>1200 < A ≤ 1800</td><td>1.0以上</td><td></td></tr><tr><td>1800 < A</td><td>1.2以上</td><td>0.8以上</td></tr></table>(上表によるダクト板厚、及び板の材質の適用範囲は図示による。)	○スパイラルダクト			ダクトの内径A	○亜鉛鉄板	○ステンレス鋼板	A ≤ 750	0.6以上	0.5以上	750 < A ≤ 1000	0.8以上	0.6以上	1000 < A ≤ 1250	1.0以上		1250 < A	1.2以上	0.8以上	○矩形ダクト (厨房設備の入力が21kwh以下のもの)			ダクトの長さA	○亜鉛鉄板	○ステンレス鋼板	A ≤ 300	0.6以上		300 < A ≤ 450	0.6以上	0.5以上	450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上	1200 < A ≤ 1800	1.0以上		1800 < A	1.2以上	0.8以上	○矩形ダクト (厨房設備の入力が21kwhを超えるもの)			ダクトの長さA	○亜鉛鉄板	○ステンレス鋼板	A ≤ 450	0.6以上	0.6以上	450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上	1200 < A ≤ 1800	1.0以上		1800 < A	1.2以上
○スパイラルダクト																																																										
ダクトの内径A	○亜鉛鉄板	○ステンレス鋼板																																																								
A ≤ 750	0.6以上	0.5以上																																																								
750 < A ≤ 1000	0.8以上	0.6以上																																																								
1000 < A ≤ 1250	1.0以上																																																									
1250 < A	1.2以上	0.8以上																																																								
○矩形ダクト (厨房設備の入力が21kwh以下のもの)																																																										
ダクトの長さA	○亜鉛鉄板	○ステンレス鋼板																																																								
A ≤ 300	0.6以上																																																									
300 < A ≤ 450	0.6以上	0.5以上																																																								
450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上																																																								
1200 < A ≤ 1800	1.0以上																																																									
1800 < A	1.2以上	0.8以上																																																								
○矩形ダクト (厨房設備の入力が21kwhを超えるもの)																																																										
ダクトの長さA	○亜鉛鉄板	○ステンレス鋼板																																																								
A ≤ 450	0.6以上	0.6以上																																																								
450 < A ≤ 1200	0.8以上	0.6以上																																																								
1200 < A ≤ 1800	1.0以上																																																									
1800 < A	1.2以上	0.8以上																																																								
● 換 気 設 備	○ 風 量 測 定 口	取付箇所は図示による。																																																								
	○ ダ ン パ ー	空気調和設備の当該項目による。																																																								
	○ 排気ダクトのシール	○浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統 ○厨房系統 ○ 高圧2ダクトのシール 長方形ダクト ○ N+A シール ○ Bシール 円形ダクト ○ A、B シール ○ Cシール																																																								
	○ チ ャ ン パ ー	空気調和設備の当該項目による。																																																								
	○ 保 温	○ 全熱交換ユニット用のOAダクト ○保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○保温範囲は外壁吸込口から全熱交換ユニット間、保温仕様は別表-2による。 ○ 一般のOAダクト ○保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○保温範囲はすべてとし、保温仕様は別表-2による。 ○ 全熱交換ユニット用のEAダクト ○保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○保温範囲は外壁排気口から全熱交換ユニット間、保温仕様は別表-2による。 ○ 一般のEAダクト ○保温の厚さ25mm、範囲は図示による。 ○保温範囲は外壁から1m、保温仕様は別表-2による。 ○ 多湿箇所のダクトの保温要 (○保温の厚さ25mm、範囲は図示による。○) ○ (○厨房 ○湯沸室 ○調湿室)の保温要 (保温範囲は屋内系統ダクトすべてとし、保温仕様は別表-2による。) ○ 換気用ダクト (保温厚25mm) ◎ ○ 外気取り入れ用 (保温厚25mm) ◎ ○ 給気排気用ダクト (保温の厚さ25mm・外壁より1m) ◎ ○ ロックウール (厚さ50mm) (厨房等で火気使用機器用の排気ダクト) ◎																																																								
(備考) ◎印の特記内容は、松戸市仕様である。																																																										

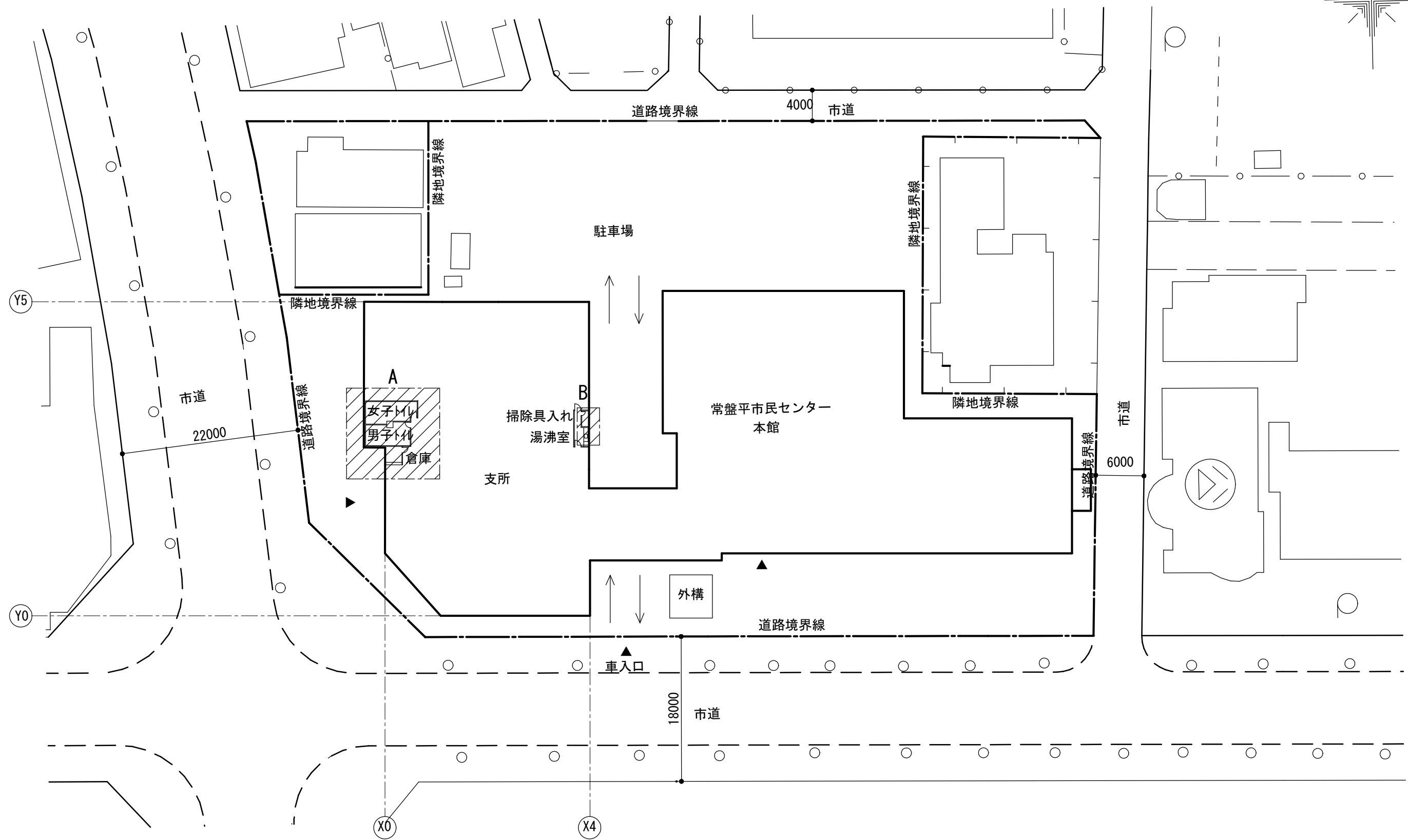
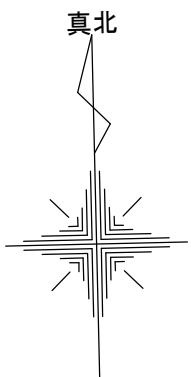
工 事 名		松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工	
図 面 名		機械設備工事特記仕様書 (1)	
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	—
縮 尺	—	図面番号	M-01
設 計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		



松戸市常盤平三丁目30番地
(松戸市役所 常盤平支所)

<凡例>
: 工事場所を示す

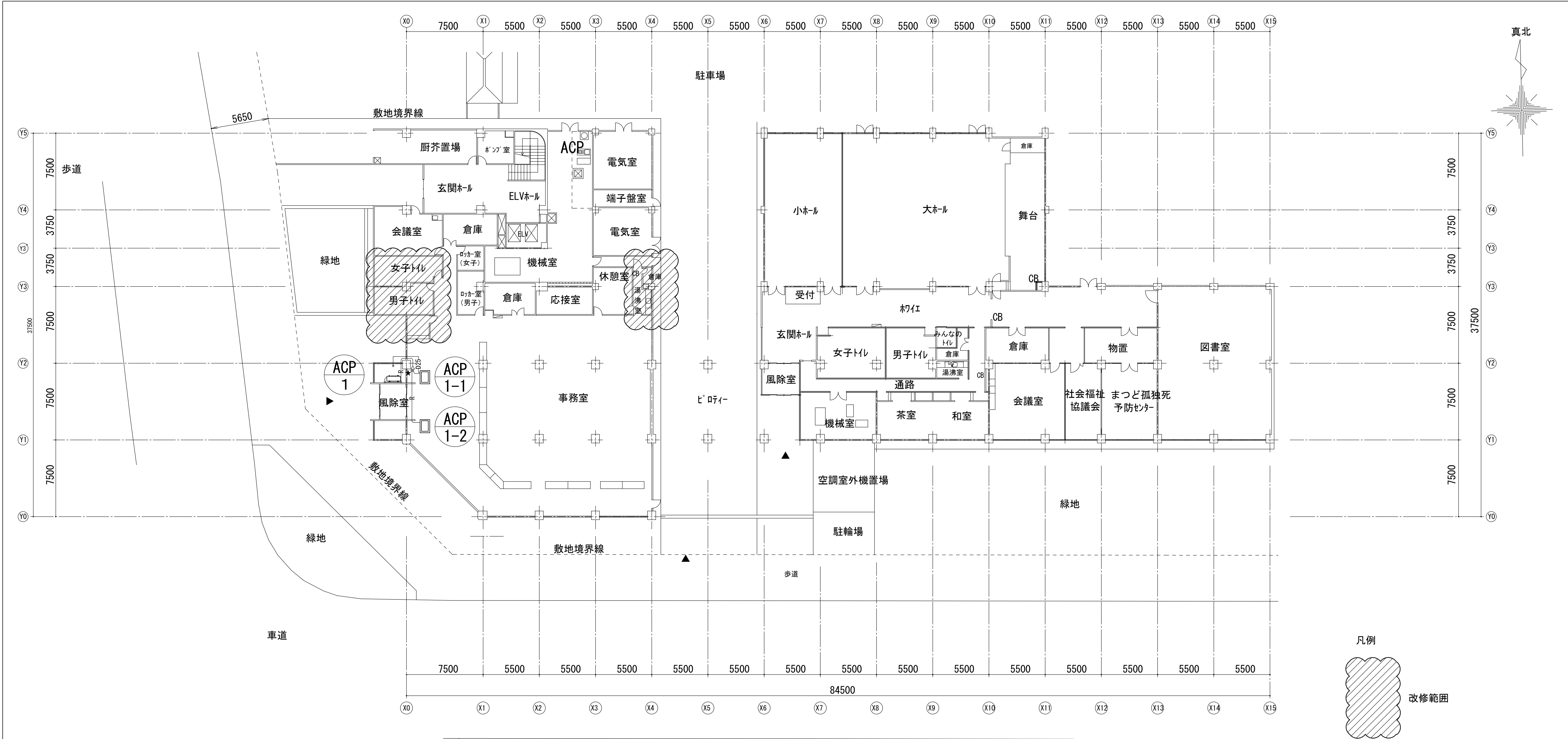
案内図 S=1:2500



<凡例>
: 工事箇所を示す
A (トイレ改修)
B (湯沸室改修)

配置図 S=1:500

工事名	松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事		
図面名	案内図・配置図		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	—
縮尺	1:2500, 5000 (A1) 1:500, 1000 (A3)	図面番号	M-03
設計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
松戸市 街づくり部 建築保全課			



1 階平面図 S = 1 / 200

改修工事概要	
1. 空調設備	既存室外機の取外し、再取付を行う。 室内機（ACP1-1）までの冷媒管、ドレン管の撤去新設を行う。
2. 換気設備	既存機器やダクトなどを撤去し 天井埋込みダクト扇、スパイラルダクト、屋外フードを新設する。
3. 衛生器具設備	既存器具を撤去し器具表記載の器具を新設する。
4. 給水設備	給水配管の撤去新設を行う。
5. 排水通気設備	排水配管、通気配管の撤去新設を行う。
6. 湯沸室改修	給水、排水、ガス配管の撤去新設を行う。 換気扇、ガス湯沸器の撤去新設を行う。

凡 例（改修前）		
記 号	名 称	規 格・仕 様 等
—— —	給水管（一般）	水道用塩ビライニング鋼管（SGP-VB）
—— D ——	污水管（ビット・一般）	排水鋳鉄管（CIP）
—— —	雑排水管（ビット・一般）	配管用炭素鋼鋼管（SGP-白）
---V---	排 水 通 気 管	雑排水管に同じ
—— —	污水排水管（器具接続）	排水用鉛管（LP）
—— —	排水雑排水管（地 中）	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
仕 切 弁	仕 切 弁	ﾀﾝｸ以下：JIS 5kg
水 栓 金 具	水 栓 金 具	
床 排 水 金 物	床 排 水 金 物	T5B
床 上 掃 除 口 金 物	床 上 掃 除 口 金 物	COB
汚 水 樹	汚 水 樹	インバート樹 鋳鉄蓋
換 気 機 器	換 気 機 器	有圧換気扇
屋 外 換 気 フ ード	屋 外 換 気 フ ード	SUS製
換気ダクト	換気ダクト	ｽﾊﾞｲﾗｸﾞﾀﾞｸﾄ 0.5t
★	配管切断・接続位置	

凡 例（改修後）		
記 号	名 称	規 格・仕 様 等
—— —	給 水 管	水道用塩ビライニング鋼管（SGP-VB）
—— —	排水管（ビット内）	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
—— —	排水管（一般）	耐熱二層管（VP）
—D25—	ドレン管	室内：保温材内封VP、室外：カラーVP
—R—	冷媒管	断熱材被覆銅管9.5×15.9φ（伝送線共巻き）
---V---	排水通気管（ビット内）	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
---V---	排水通気管（天井等）	耐熱二層管（VP）
---V---	排水通気管（露出部）	配管用炭素鋼鋼管（白）
仕切弁	仕切弁	管端70内蔵 ﾀﾝｸ以下：JIS 5kg
水 栓 金 具	水 栓 金 具	
流し排水金物	流し排水金物	
床上掃除口金物	床上掃除口金物	COA
汚 水 樹	汚 水 樹	インバート樹
換 気 機 器	換 気 機 器	天井埋込み換気扇
屋 外 換 気 フ ード	屋 外 換 気 フ ード	SUS製 深形
換気ダクト	換気ダクト	ｽﾊﾞｲﾗｸﾞﾀﾞｸﾄ 0.5t
★	配管切断・接続位置	

空調機器表									
記 号	名 称	仕様・付属品	設置場所	能力		消費電力 kW	電源 φ V	参考型番	備 考
				冷房 kW	暖房 kW				
ACP-1	パナソニック形空調機	天吊型・ツイン	支所入口機（壁掛け）	14.0	16.0	4.25	3φ200	PUZ-ERMP160LA13	

工事名	松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事		
図面名	既存 1 階平面図 凡例		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	—
縮 尺	1:200 (A1) 1:400 (A3)	図面番号	M-04
設 計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
松戸市 街づくり部 建築保全課			

改修前

換気設備トイレ平面詳細図 S=1:50

男子・女子便所 換気機器表（改修前）						
名 称	記 号	数 量			備 考	
		女子	男子	計		
圧力扇	350φ	1		1	Q：1500CMH	
制気口		1	1	2	HS-300×300	
ボックス		1	1	2	400×400×350h	

改修後

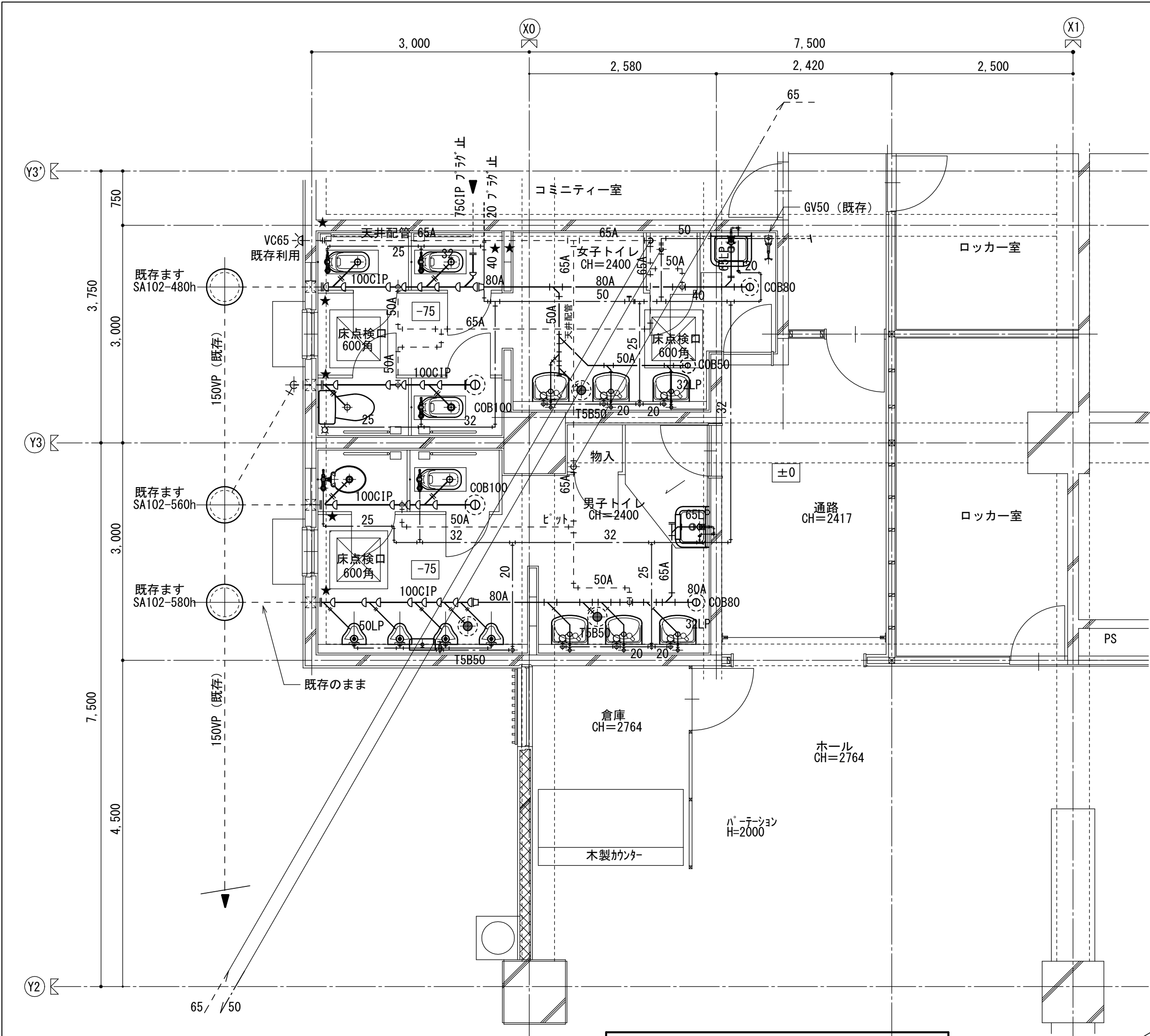
換気設備トイレ平面詳細図 S=1:50

換気機器表（改修後）									
記 号	名 称	仕様・付属品	設置場所	風量	静圧	消費電力	電源	備 考	
				m3/h	Pa	w	φ V		
DF-1	天井埋込ダクト扇	低騒音型 200φ SUS深型フード	女子トイレ	470	50	74	1φ100	VD-23ZB13	
DF-2	天井埋込ダクト扇	低騒音型 150φ SUS深型フード	男子トイレ	350	50	44	1φ100	VD-20ZB14	
DF-3	天井埋込ダクト扇	低騒音型 150φ SUS深型フード	みんなのトイレ	220	40	26	1φ100	VD-18ZB14	

換気計算

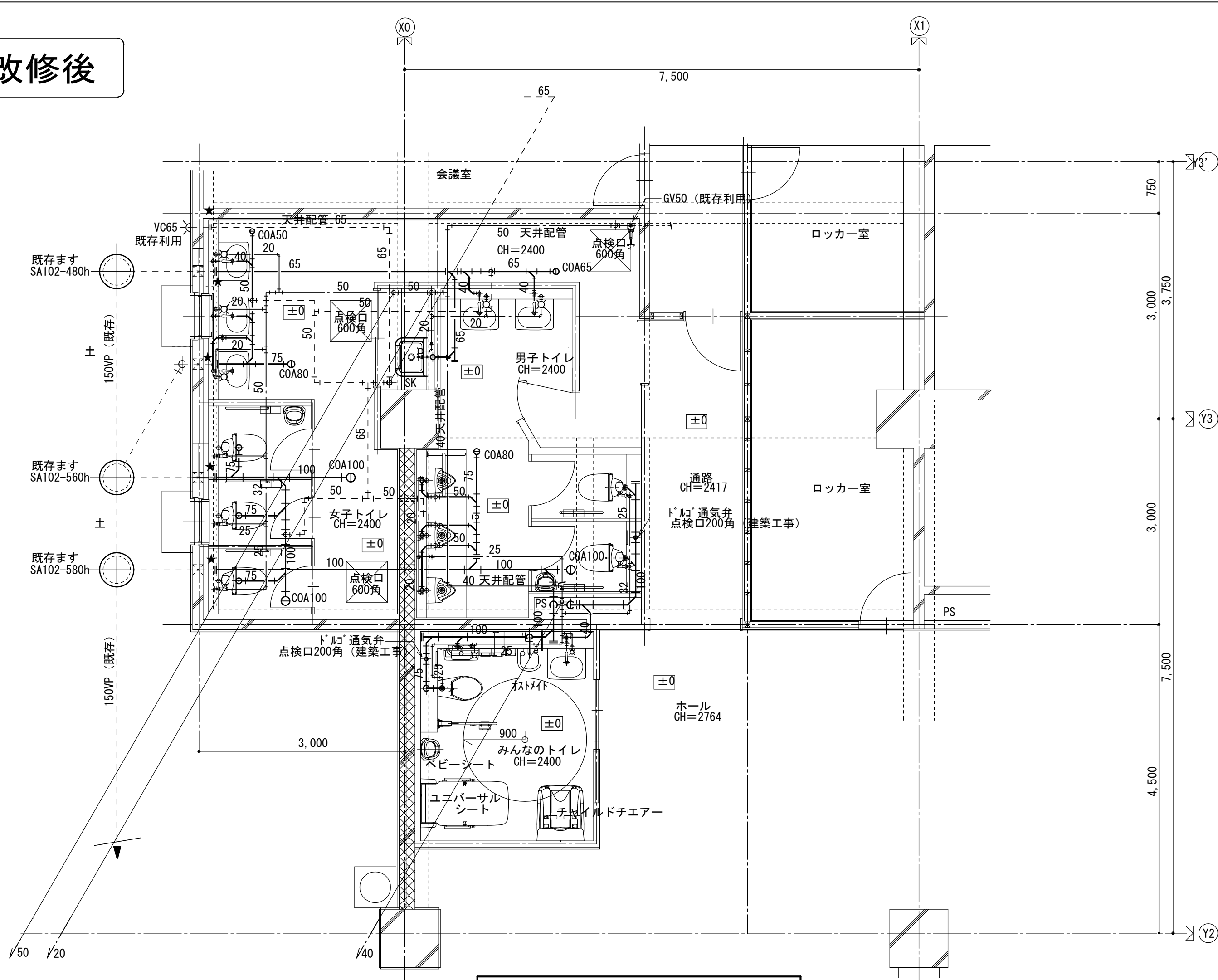
室 名	床面積	天井高	容積	換気回数	風量	機器風量	機器概要
		h	V	回/h	Q	Q	
	m2/h	m	m3/h		m3/h	m3/h	
女子便所	19.4	2.4	46.6	10	466	470	
男子便所	14.4	2.4	34.6	10	346	350	
みんなのトイレ	9.0	2.4	21.6	10	216	220	

工事名	松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事		
図面名	改修前・改修後 便所換気設備平面詳細図・機器表		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	—
縮 尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	図面番号	M-05
設 計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
松戸市 街づくり部 建築保全課			



改修前

改修後



給排水設備トイレ平面詳細図 S=1:50

給排水設備トイレ平面詳細図 S=1:50

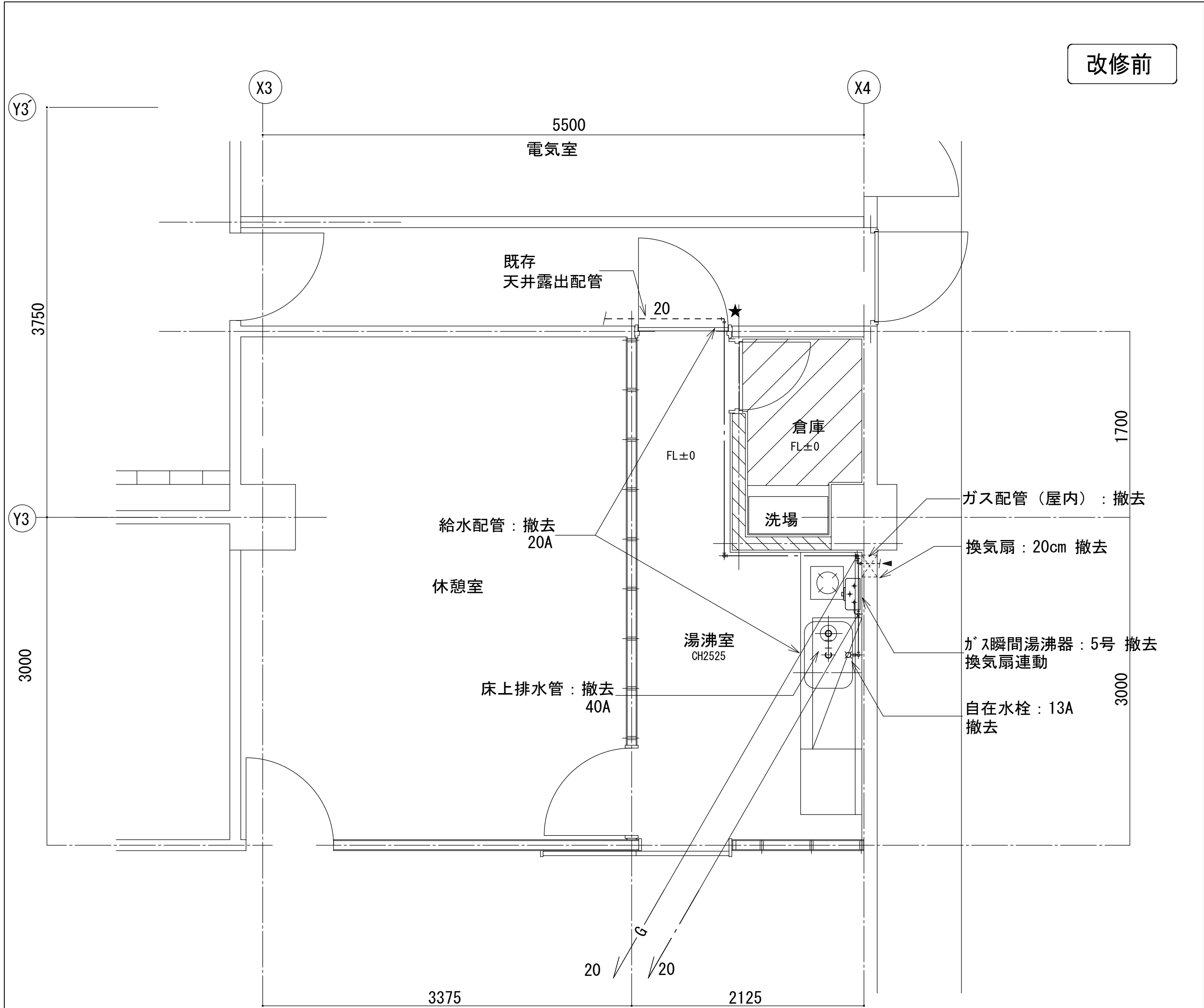
男子・女子便所 器具表 (改修前)

名 称	記 号	数 量			備 考	
		女子	男子	計		
大便器	VC-317	3	1	4	フラッシュ弁、紙巻器、付属品	
腰掛便器	C-910		1	1	フラッシュ弁、紙巻器、付属品	
腰掛便器	C-1200	1		1	タンク式、紙巻器、付属品	
小便器	VU-320		4	4	自動洗浄	
洗面器	VL-630	3	3	6	自動水栓	
掃除流し	VS-210	1	1	2		
鏡	TS-119AS-3	3	3	6		
ハイタンク	VT-220		1	1	22L 4~5人立用	
石けん入れ	TS-126AS	3	3	6		

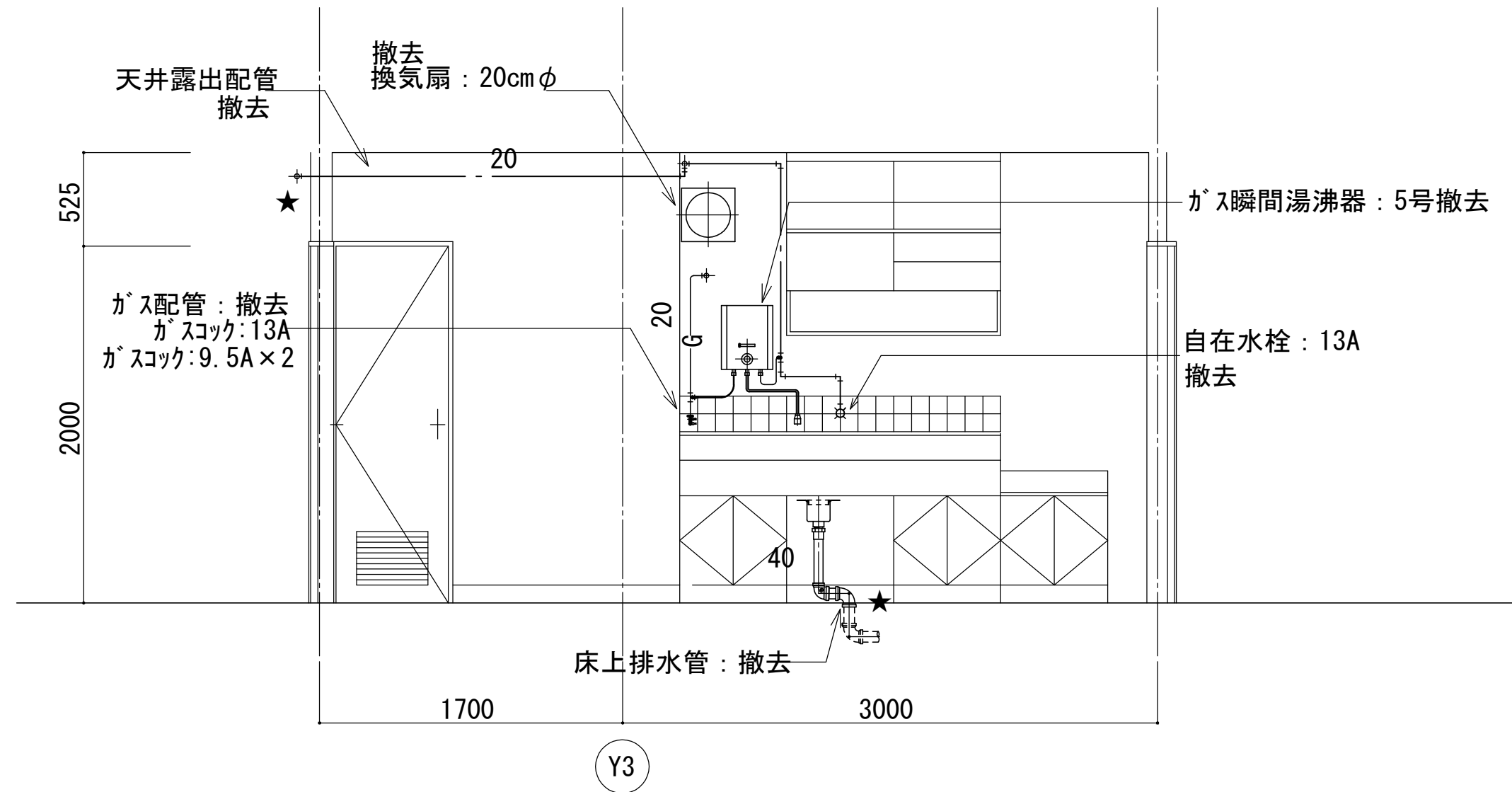
男子・女子便所・みんなのトイレ 器具表 (改修後)

名 称	記 号		仕様・付属品	数 量				備 考
	参考品番	参考品番		女子	男子	みんな	計	
	(TOTO)	(LIXIL)						
腰掛便器	CFS494M	C-P25H	リゼ'ルタイプ、蓋なし、自動フラッシュ弁、壁給水床排水、掃除口なし	3			3	
	TCF5534ADY	CKC-AT7110	温水洗浄便座 エコリコン (1φ-100V)					
腰掛便器	C743PVN	C-P17P	蓋なし、自動フラッシュ弁、壁給水壁排水、		2		2	
	TCF5534AHY	CKC-AT6112	温水洗浄便座 エコリコン (1φ-100V)					
紙巻器	YH701	CF-63HST	棚付二連	3	2	1	6	
L型手すり	T112CL10	KF-920AE70D12J	SUS+樹脂被膜、取付金具共	3	2		5	
小便器	UFS900R	U-A51AP	低リップタイプ：自動フラッシュ弁 (1φ100V)		3		3	
小便器手すり	T112CU22	KF-701AEJ			1		1	
洗面器	LSE13ACR	L-A955A2E	電気温水器、自動温水栓 (1φ100V)、自動水石鹸供給装置、	3	2		5	
化粧鏡	YM4560F	KF-4560A	防錆形、450×600、取付金具共	3	2		5	
掃除用流し	SK22A, T23AE20C	S-202A	横水栓、排水Pトラップ、鎖付ゴム栓、その他付属品共	1			1	
車椅子対応便器	C743PVN TEFV70ER	C-P17P	蓋なし、自動フラッシュ弁、壁給水壁排水、			1	1	
	TCF5534AHP	OKC-AT6112	温水洗浄便座 (1φ-100V)					
洗面器	LSE135ACR	L-A955A2E	電気温水器、自動温水栓 (1φ100V)、自動水石鹸供給装置、			1	1	
	REAK03B11R, TLK06001J	EHPS-CA3S4						
手洗器	LSA50AP	L-35 AM-320CV1	自動水栓セット (1φ100V)			1	1	
オストメイト	UAS81RDB1NW	PTOM-B210W	タンク式、電気温水器、 右側板			1	1	
L型手摺り	T113BL9	KF-920S70D12J				1	1	
はね上げ手摺り	T113HK6R	KF-471EH70JU				1	1	
化粧鏡	YM3580FC	KF-D3083AS	350×800			1	1	
ユニバーサルシート	建築工事					1	1	
ベビーシート	建築工事			1	1	1	3	
チャイルドチェア	建築工事			1	1	1	3	

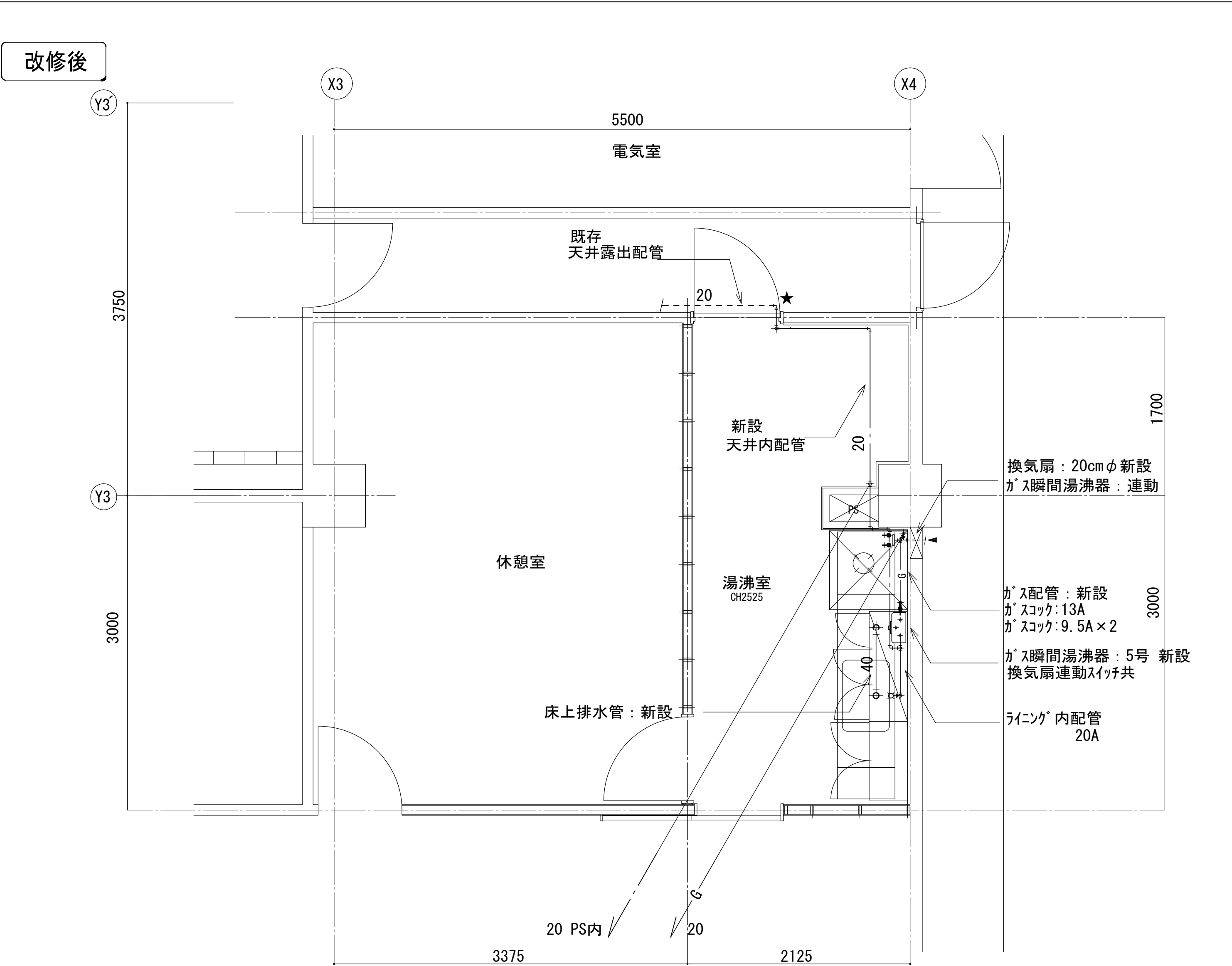
工事名	松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事		
図面名	改修前・改修後 便所衛生設備平面詳細図・器具表		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	—
縮 尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)	図面番号	M-06
設 計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
松戸市 街づくり部 建築保全課			



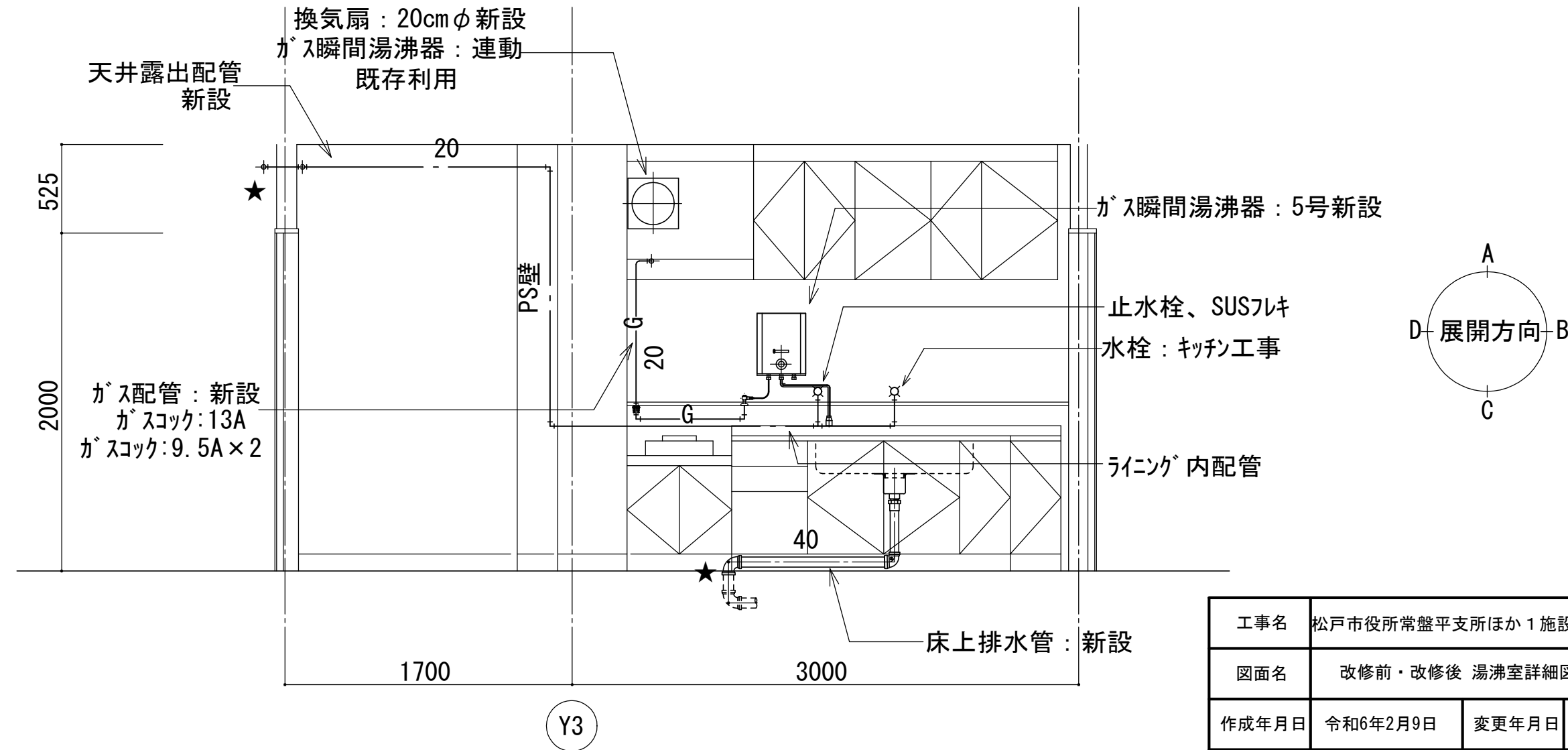
湯沸室廻り平面詳細図 (改修前) S = 1 / 30



湯沸室廻り展開図 (改修前) S = 1 / 30



湯沸室廻り平面詳細図 (改修後) S = 1 / 30



湯沸室廻り展開図 (改修後) S = 1 / 30

工事名	松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事		
図面名	改修前・改修後 湯沸室詳細図、展開図		
作成年月日	令和6年2月9日	変更年月日	－
縮 尺	1:30 (A1) 1:60 (A3)	図面番号	M-07
設 計	株式会社 鈴木建築設計事務所 千葉県知事登録 第1-2311-247号 鈴木 泰久 一級建築士大臣登録第233260号		
	松戸市 街づくり部 建築保全課		

《 松戸市建築工事提出書類等一覧表 》（2023.10）

1. 工事名称 松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事

2. 工事場所 松戸市常盤平三丁目30番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 8年 2月27日 まで

4. CADデータの貸与 ☒有 ☐無

※1. 基準等にある「建」とは「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」を指す。

※2. 基準等にある「電」とは「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」を指す。

※3. 基準等にある「機」とは「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」を指す。

※4. 基準等にある「請負契約〇〇条」は「工事請負契約書」を指す。

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 着 工 前 に 提 出	■工事実績情報（工事カルテ）の登録 （受注登録工事カルテ受領書、受注登録データ） ※契約額が500万円以上（契約後10日以内に登録） 【契約後14日以内】	報告	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4 松戸市建設工事 適正化指導要綱	代表者
	□電気保安技術者通知書 （資格者証の写し） 【契約後14日以内】	承諾	1	建1.3.3 電1.3.2 機1.3.2	
	■施工体制台帳・下請業者選定通知書・施工体系図 【下請契約後14日以内に提出（下請契約がない場合不要）】	報告	2	請負契約第7条 建1.1.5 電1.1.5 機1.1.5 松戸市建設工事 適正化指導要綱	
	■実施工程表 ※建築・電気・機械などの関連工事工程も記載 【初回打合せ後速やかに】	承諾	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	■総合施工計画書 1. 組織表(現場代理人、主任技術者、工事用電力設備の保安責任者など)、緊急連絡体制、仮設計画図 2. 工事概要、建物概要、予想される災害・公害対策、出入口の管理、危険箇所の点検方法、火災予防、養生・片付け、工事の保険、関係官公署その他の関係機関への届出等一覧表など 【初回打合せ後速やかに】	報告	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
工 事 中 に 提 出	■設計図書の照査報告書 【適宜】	報告	1	請負契約第19条	代表者
	■工種別施工計画書 ※資格者名簿・資格者証、使用資機材、使用材料・ 機材品質証明書などを添付	承諾	1	建1.2.2 電1.2.2 機1.2.2	主任技術者 及び現場代理人
	■施工図等（施工図、製作図、カタログ等） ※施工図、製作図は主任・現場が全ての図面に記名	承諾	1	建1.2.3 電1.2.3 機1.2.3	主任技術者 及び現場代理人
	■発生材処理計画書 産廃業者と契約書の写し（単価記載） 産廃業者の許可書の写し 再資源利用（促進）計画書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 ※登録は契約額が100万円以上 【廃棄物搬出前】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	■月報（出来高・進捗表） 【月初め7日以内】	報告	1		
	□定例打合せ記録 【適宜】	報告	1		
	■詳細工程表（月間工程表） ※年末年始・GW・夏季等については、 安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載 【前月末日まで】	報告	1	建1.2.1 電1.2.1 機1.2.1	
	□地業（既製コンクリート杭等）工事結果報告書	報告	1	建1.5.4	主任技術者 及び現場代理人
	■試験結果報告書	報告	1	建1.4.5 建1.5.6 電1.4.5 電1.5.4 機1.4.6 機1.5.5	主任技術者 及び現場代理人
	□発生土処理報告書	報告	1		
	■発生材処理報告書 産廃業者マニフェストの写し（E票） 再資源利用（促進）実施書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 【処分後】	報告	1	建1.3.11 電1.3.9 機1.3.9	
	□出来高検査 1 出来高検査願 2 出来高報告書	報告	1	請負契約第39条	
	□現場休止届（年末年始・GW・夏季等） ※安全管理措置、警備体制、緊急連絡先を記載	報告	1		

	摘 要	様式	部数	基準等	提出責任者 ※記入無は 現場代理人
完 成 後 に 提 出	■関係官公署その他の関係機関への届出等 【工事完了後速やかに】	報告	1		代表者
	■しゅん工届 【工事完了後速やかに】		1	建1.6.1 電1.6.1 機1.6.1	
	■自主検査記録（現場代理人以外の検査とする） 【工事完了後速やかに】	報告	1		
	■工事写真（建築工事写真撮影基準に準拠）			建1.2.4 電1.2.4 機1.2.4	
	■1 工事記録写真 ■2 完成写真 【工事完了後速やかに】	写真帳 写真帳	1 1		
	■完成図 PDF, CADデータ	CDもし くはDVD	2	建1.7.2 電1.7.2 機1.7.2	
	■電子納品 電子媒体 電子媒体納品書	CDもし くはDVD	2 1	※松戸市建築事業 に係る電子納品 運用ガイドライ ン（案）	
	■工事実績情報（工事カルテ）の登録 （竣工登録工事カルテ受領書、竣工登録データ） ※500万以上	報告書	1	建1.1.4 電1.1.4 機1.1.4	
	■引渡し関係 ■1 予備品等引渡通知書（リスト共） □2 キーボックス		3		
	□防水工事に関する保証書 各種防水仕様による保証書（特記仕様による） 元請業者、製造業者及び防水施工業者の連名	保証書	3		
	■保全に関する資料 □1 建築物等の利用に関する説明書 ■2 保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む） □3 機器性能試験成績書 ■4 官公署届出書類	原則、 CDもし くはDVD	2 2 1 1	建1.7.3 電1.7.3 機1.7.3	
	□5 総合試運転報告書 □6 総合試運転調整報告書		1 1	電1.7.3 機1.7.3	

《 松戸市建築工事検査・立会い一覧表 》機械設備工事編（2022.4）

1. 工事名称 松戸市役所常盤平支所ほか1施設改修機械設備工事

2. 工事場所 松戸市常盤平三丁目30番地

3. 工 期 令和 年 月 日 から 令和 8年 2月27日 まで

標 仕：公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版

改標仕：公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版

No	検査・立会い項目	基準等	備 考
1	検査		
	■ 1 品質管理検査(必要に応じて)	標 仕:1 編 1.3.4 改標仕:1 編 1.3.4	
	■ 2 機材の検査(承諾済は除く)	標 仕:1 編 1.4.5 改標仕:1 編 1.4.5	
	■ 3 一工程の施工の確認及び報告による検査	標 仕:1 編 1.5.4(1) 改標仕:1 編 1.6.5(1)	
	■ 4 監督職員の指示による検査	標 仕:1 編 1.5.4(2) 改標仕:1 編 1.6.5(2)	
2	立会い		
	■ 1 主要機器設置施工の立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(イ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(イ)	
	■ 2 施工後に検査が困難な箇所の施工立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(ウ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(ウ)	
	□ 3 総合調整立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(エ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(エ)	
	■ 4 監督職員の指示による立会い	標 仕:1 編 1.5.6(1)(オ) 改標仕:1 編 1.6.7(1)(オ)	
	□ 5 ステンレス鋼管手動溶接時の立会い	標 仕:2 編 2.5.7(2)(イ) 改標仕:2 編 2.3.7(2)(イ)	
	□ 6 主要機器搬入時の立会い		